

≪職業紹介事業に係る業務運営規程≫

事業所名：株式会社プロジェクトウィンドウ 許可番号：29 - ユ - 300099 号

第1条（目的）

本規程は、当社が行う有料職業紹介事業における業務の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2条（取扱職種の範囲等）

当社の取扱職種の範囲は、医療機関における医師、看護師、医療事務その他医療関連職種をはじめとする全職種とする。取扱地域は、日本国内とする。

第3条（求人者へのサービス）

当社は、求人者からの求人申込みに基づき、適切な求職者の紹介を行う。
また、必要に応じて採用条件の整理、面接日程の調整等の支援を行う。

第4条（求職者へのサービス）

当社は、求職者の希望条件や適性に応じて求人情報の提供および職業紹介を行う。
また、求職者からの相談に応じ、就業に関する助言等を行う。

第5条（手数料に関する事項）

当社は、求人者から別途定める手数料表に基づき、紹介手数料を申し受ける。
求職者からは手数料を徴収しない。

第6条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報の保護に関する法令および当社の個人情報保護方針に基づき、適切に個人情報を取り扱う。

第7条（苦情処理）

職業紹介事業に関する苦情については、誠意をもって対応し、適切に処理する。
苦情の申出先は以下のとおりとする。

（連絡先記載）0743-65-1688

第8条（返戻金制度）

紹介により就職した者が一定期間内に退職した場合には、契約内容に基づき、求人者に対し紹介手数料の一部を返還する場合がある。

第9条（その他）

本規程に定めのない事項については、関係法令および行政機関の指導に従うものとする。

《有料職業紹介事業 手数料表》

1. 求人受付手数料

無料

2. 紹介手数料

採用決定者の理論年収の 35%

※具体的な料率は個別契約により定める

3. 手数料の支払時期

入職確認後、請求書発行に基づき支払うものとする

4. 求職者からの手数料

求職者からは一切徴収しない

《採用決定者の退職等に伴う手数料返還制度について》

当社の紹介により就職した者が、入職後一定期間内に雇用契約を終了した場合には、以下の基準により、雇用先様（以下「乙」という。）から受領した紹介手数料の一部を返還する。但し、乙の責任による解雇、乙に起因する退職、天災事変等の不測の事態、その他当社の免責が相当と推測される事由による場合、またはパート等を含む短期雇用契約に基づく場合は、当社が受領した手数料は変換致しません。

- 入職後 30 日未満で雇用契約が終了した場合：100%返還
- 入職後 30 日以上 90 日未満で雇用契約が終了した場合：30%返還

※詳細は個別契約に基づくものとする

以上